

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月24日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 9日から 令和 8年 4月16日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月23日 午前10時00分 場 所 佐賀地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月12日 午前 9時50分 場 所 佐賀地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間経過後に取下や取消等の事情により, 開札が行われないこともありますので, ご了承下さい。	

物 件 目 録

1 所 在 三養基郡みやき町大字簗原字前田原
地 番 3 6 5 5 番 4
地 目 宅地
地 積 5 7 3 . 4 1 平方メートル

所有者 A

2 所 在 三養基郡みやき町大字簗原字前田原 3 6 5 5 番地 4
家屋 番号 3 6 5 5 番 4
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 7 5 . 3 5 平方メートル
2階 5 2 . 7 9 平方メートル

所有者 B

物 件 明 細 書

令和 8年 1月15日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者Bが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

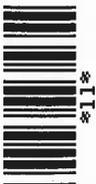
周辺隣地との境界が不明確である。

【物件番号1, 2】

売却対象外の土地（地番3658番1）を通行のため利用している。

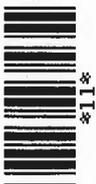
《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 三養基郡みやき町大字簗原字前田原
地 番 3 6 5 5 番 4
地 目 宅地
地 積 5 7 3 . 4 1 平方メートル

所有者 A

2 所 在 三養基郡みやき町大字簗原字前田原3 6 5 5 番地4
家屋 番号 3 6 5 5 番 4
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 7 5 . 3 5 平方メートル
2階 5 2 . 7 9 平方メートル

所有者 B



令和7年(ケ)第38号
令和7年11月19日受理
令和7年12月12日提出

現況調査報告書

佐賀地方裁判所
執行官 橋 口 賢 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 三養基郡みやき町大字簗原字前田原
地 番 3 6 5.5 番 4
地 目 宅地
地 積 5 7.3. 4 1 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 三養基郡みやき町大字簗原字前田原 3 6 5 5 番地 4
家屋 番号 3 6 5 5 番 4
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 7 5. 3 5 平方メートル
2階 5 2. 7 9 平方メートル

所有者 B

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者B	<p>1 本件物件2建物は、今年8月(約4か月前)から空家です。本件土地建物を、第三者に貸すなどはしていません。</p> <p>2 物件2建物は、登記記録にあるように平成10年6月に新築しています。その後、増改築等は特にしていません。ただ、当初の設計変更で、2階西側の部屋の北側に、屋根裏収納を設けています。</p> <p>3 物件2建物の不具合としては、壁紙が汚れる等していますが、他に大きな不具合等はないと思います。今年3月頃に、任意売却の話があり、その際に買受希望者の方が、建物状況調査(インスペクション)をされたのですが、特に問題はなかったということでした。</p> <p>4 水道は、公共上水道に接続するのに工事費等が300万円程度かかると言われたため、接続してません。40m程度ボーリングして、井戸水を使用しています。ポンプは物件2建物の北西付近にあります(写真29)が、現状は壊れているため、使用できません。 下水道には接続しています。公共ますは、道路に設置されていると思います。</p> <p>5 浴室は、電気給湯器を使用していますが、台所はガスのコンロであり、オール電化ではありません。太陽光パネル等も設置していません。なお、ガスコンロは、壊れているため、使用できません。 他に、配電盤の隣に、電圧を下げて節電する機械を取り付けています(写真22)。節電効果ははっきり分かりませんが、電圧は安定しているのだと思います。</p> <p>6 物件1土地は、私の弟である債務者兼所有者Aの所有ですが、東側の3658番1も、Aの所有する土地で、その南側を、里道と併せて通路として使用しています(写真24)。</p> <p>7 境界については、北側の3654番1との境界は、東側(物件2建物の東側から北側にかけて)は崖状になっており(写真27、28)、西側に張り出した部分には境界杭を打っています。西側に張り出した部分の南側、3654番2及び3655番1との境界には石垣があり、南側の隣地が低くなっています。 西側に張り出した部分は、以前、畑として使用していましたが、現状では草木が生い茂って、立ち入るのは困難だと思います(写真29)。 東側の里道との境界には、北端に2か所、境界杭等が打ってあります(写真25)。当該里道は、東側の隣地(3658番1)の一部(南端付近)と一体として通路として利用されていますが、通路の端であって、現状では、一部法面になっていると思われます。</p> <p>8 平成28年に行われた国土調査の際に、土地改良区から、物件1土地の南側には別の土地が介在しているため、道路には直接接していないと言われましたが、どのような趣旨かは分かりません。</p> <p>9 私の所有する物件2建物は、弟であるAが所有する物件1土地上に建っていますが、兄弟の関係ですので、地代のやりとり等はありません。また、3658番1の南側を通路として使用している点も同様です。</p>

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■みやき町役場 建設課 下水道課 担当者	1 本件物件が含まれる地域は都市計画区域内（非線引、無指定）です。 2 物件1土地が南側で接する道路は、市道ではなく、農道です。 3 物件1土地付近は農業集落排水の地域で、物件1土地用にも、公共ま ずは設置されています。
■佐賀東部水道企業団 みやき営業所 担当者	物件1土地の前面道路には、水道管は配管されていません。配管の図 面によると、南側の農道の西側約100m付近までは配管されているよ うですが、そこから物件1土地に配管するには、かなりの費用がかかる と思われま

執行官の意見

■物件1土地の状況等

【形状、利用状況等】

物件1土地は、物件2建物の敷地等として利用されている（写真1）。

形状は、概ね公図（図面1-1）と同様である。建物図面（図面2）は、国土調査前に作成されたためか、形状が異なっている。

【隣接地】

物件1土地は、南側を公衆用道路（幅員約4m、地番3683番2、地目公衆用道路、地積742㎡、所有者国土交通省）に接し、東側を公図上は里道に接しており、その余を私有地に接している。

なお、東側に接する里道の東の隣地（地番3658番1（地目畑、地積557㎡）は、本件債務者兼所有者Aの所有する土地であり、南端付近を通路として利用しているが、買受人がこの通路を利用するには、何らかの権原を設定する必要がある。

【境界】

物件1土地と、周囲の私有地等との境界について、北側隣地（3654番1）の東側部分は崖状になっているため概ね判別できたものの（写真26～28）、それ以外は、現状では草木が生い茂っているため確認できなかった。債務者兼所有者Bによれば、石垣や境界杭があるということであるが、西側の張り出した部分については、境界が不明瞭な可能性がある（写真29）。

【その他】

債務者兼所有者Bによれば、物件1土地は道路に接していないということであるが、南側の地区外とされている部分の公図（図面1-2）を取得したところ、道路（3683番2）には面しているようである。

ただし、実際に、南側農道からの通路として使用している部分は、債務者兼所有者Aの所有する3658番1土地の南端であり、これを通らない場合は物件1土地に新たに通路を設置することとなるが、南側農道との間には3～4m程度高低差があり、草木で覆われていることもあり（写真23）、農道に接する部分を切り崩す等して通路を作るには相当程度の費用が生じると思われる。

なお、評価人の調査によれば、東側の里道は建築基準法上の道路ではないということであり、南側農道とは接道しているものの、高低差があることから、再建築等を行う場合、現状では建築許可が下りないということであり、通路を作る必要があるとのことである。

■物件2建物の状況等

【利用状況等】

物件2建物は、債務者兼所有者Bが居宅（空家状態）として占有している。

【増改築、附属建物等】

物件2建物は、登記記録上平成10年6月に新築され、その後、増改築はしていないとのことである。

【不具合等】

物件2建物は、新築後28年程度経過しており、経年に伴う劣化が認められ、壁紙はカビ等の汚れが目立ったものの、債務者兼所有者Bによれば、建物状況調査（インスペクション）では特に問題はなかったということである。

ただし、上水道管は配管されておらず、地下水を汲み上げるモーターは故障しているため、修理・交換が必要である。

また、空家状態になって長期間経過しており、建物西側から草が覆っている状態になっており（写真1）、これに伴う劣化が生じている可能性がある。

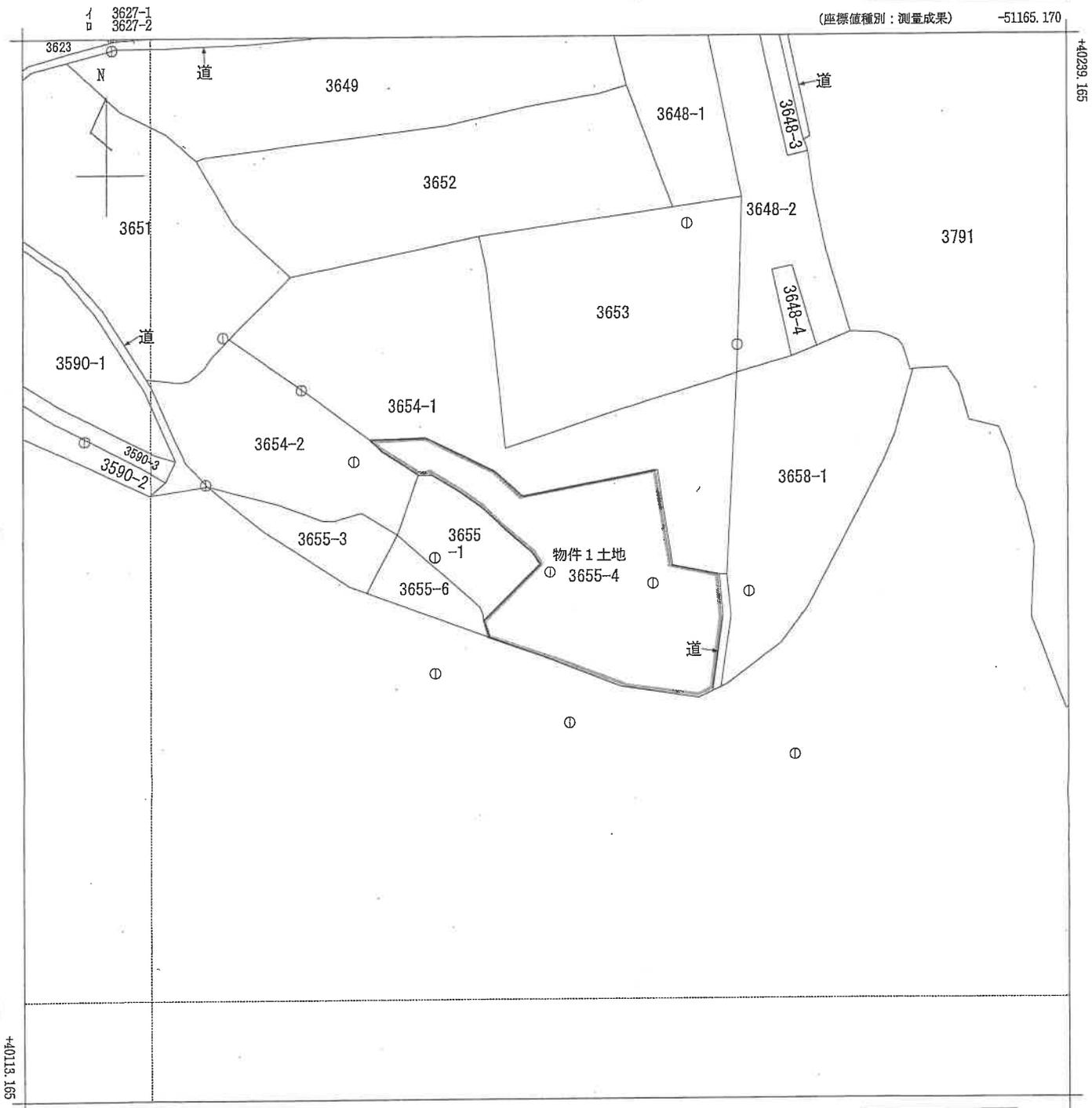
【その他】

物件2建物の物件1土地についての占有権原は、使用貸借相当と史料する。

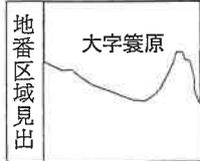
調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年11月20日(木) 16:15 - 16:30	物件所在地	本件土地・建物概観調査、写真撮影
7年11月20日(木) 16:50 - 17:00	みやき町役場 中原庁舎 (みやき町原古賀)	家屋見取図交付申請
7年11月20日(木) 18:40 - 18:50	執行官室	債務者兼所有者に調査立会依頼書郵送
7年11月26日(水) 13:50 - 14:10	佐賀地方法務局鳥栖出張所	公図、地積測量図、建物図面等閲覧申請・写し受領 登記事項要約書交付申請・受領
7年11月26日(水) 16:30 - 16:45	みやき町役場 三根庁舎 (みやき町市武)	市街化区域等に関する調査 接面道路に関する調査 下水道に関する調査
7年11月28日(金) 11:00 - 12:15	物件所在地	本件土地・建物調査、写真撮影 債務者兼所有者と面談 (評価人同行)
7年11月28日(金) 12:40 - 13:05	佐賀地方法務局鳥栖出張所	南側隣地の公図閲覧申請・写し受領 登記事項要約書交付申請・受領
7年11月28日(金) 15:20 - 15:30	佐賀東部水道企業団 三養基営業所 (みやき町東尾)	上水道に関する調査
7年12月2日(火) 16:40 - 16:50	執行官室	航空写真交付申請 (みやき町役場中原庁舎に郵送により申請) (12月4日返送)
—		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて 建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 武雄支部てん補日に臨場		

(座標値種別：測量成果)

-51165.170



(座標値種別：測量成果)



請求部	所在	三養基郡みやき町大字養原字前田原			地番	3655番4			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	平成28年3月			備付年月日(原図)	平成30年6月20日		補事項		

A3判をA4判に縮小



+40071.478

+40197.478

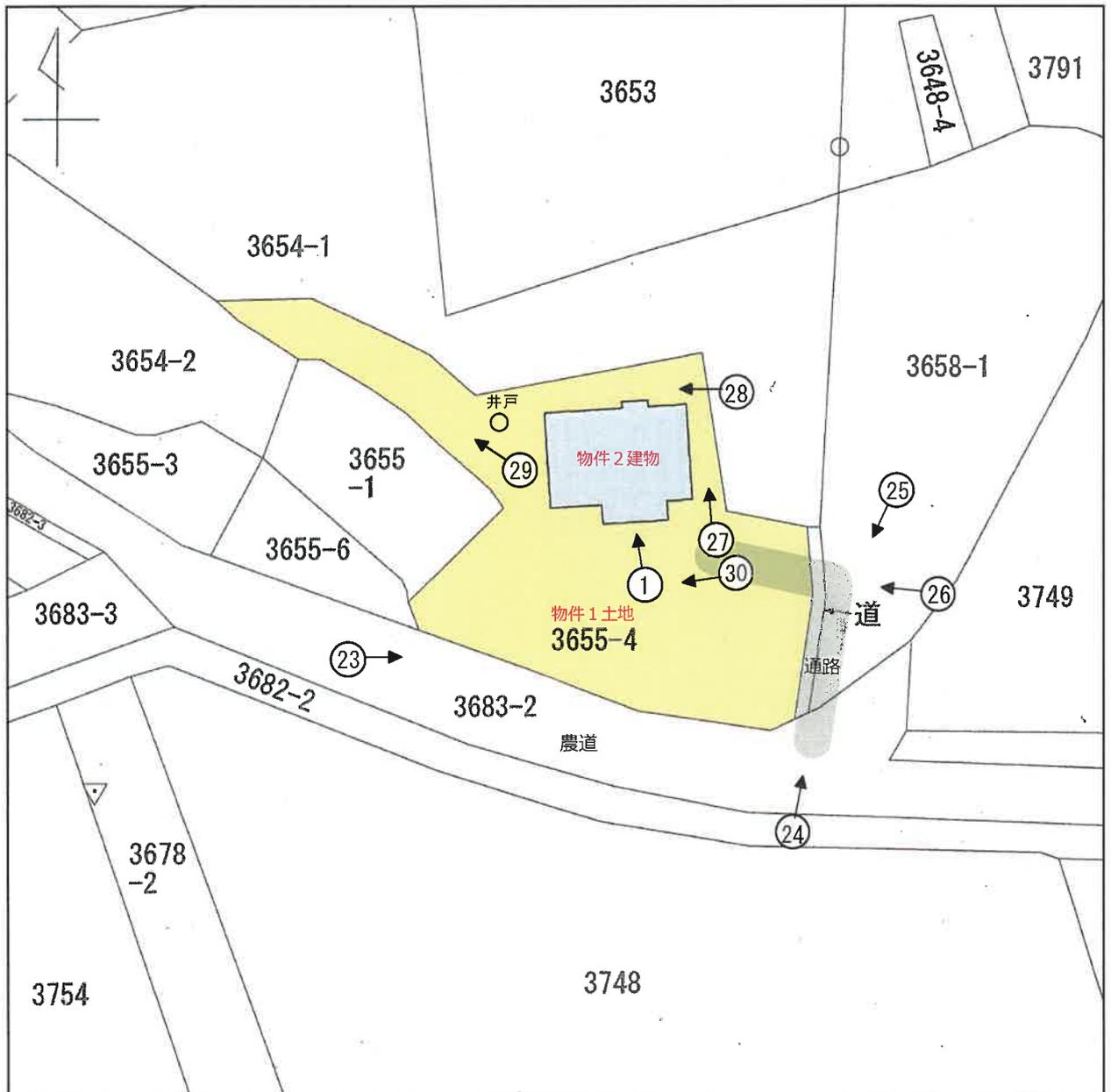
-51279.960 (座標値種別：図上測定)



請求部	所在	三養基郡みやき町大字箕原字前田原				地番	3748番	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)	
種類	土地改良所在図		作成年月日	平成10年11月		備付年月日(原図)	平成15年4月9日	
補記事項								

A3判をA4判に縮小

土地建物位置関係図
(兼写真撮影位置方向図)



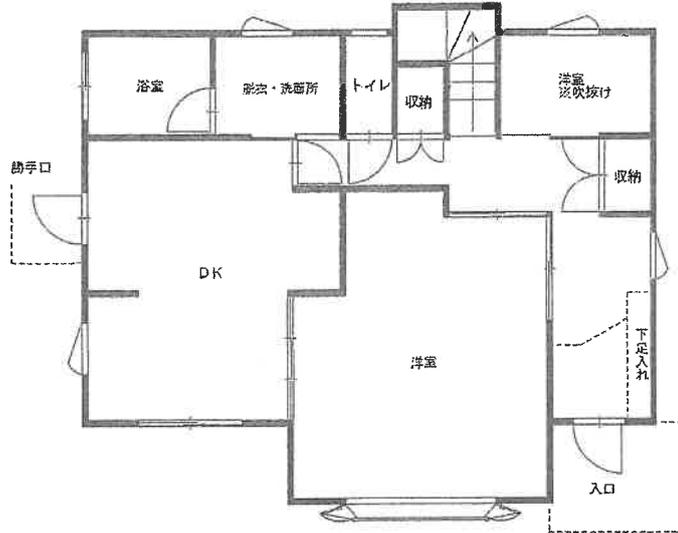
※本図は、建物等の概略位置等を示したものである。

♂ 写真撮影位置方向

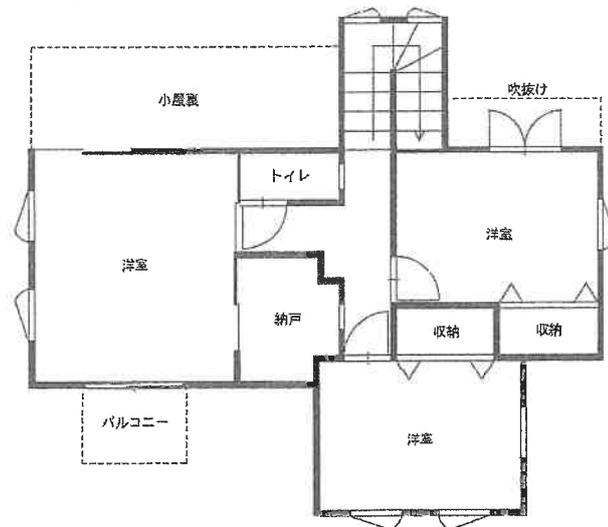
建物間取図

物件 2 建物

1 F



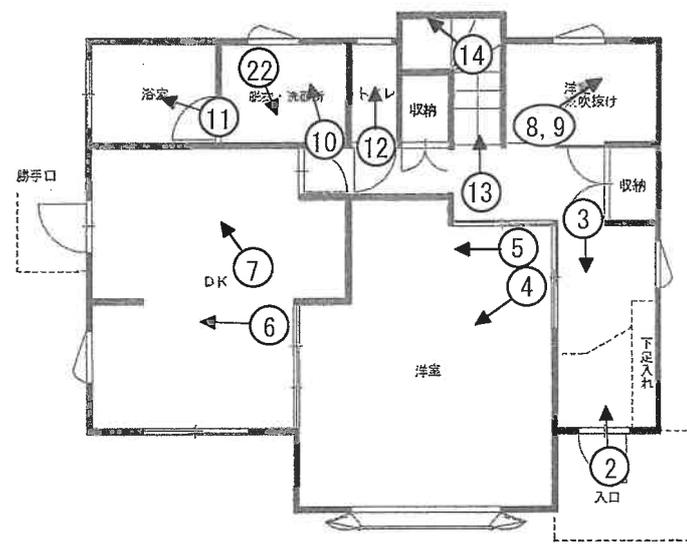
2 F



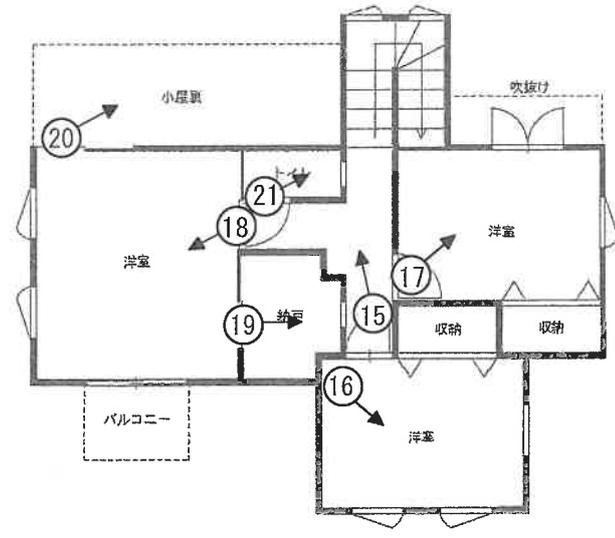
写真撮影位置方向図

物件 2 建物

1 F



2 F

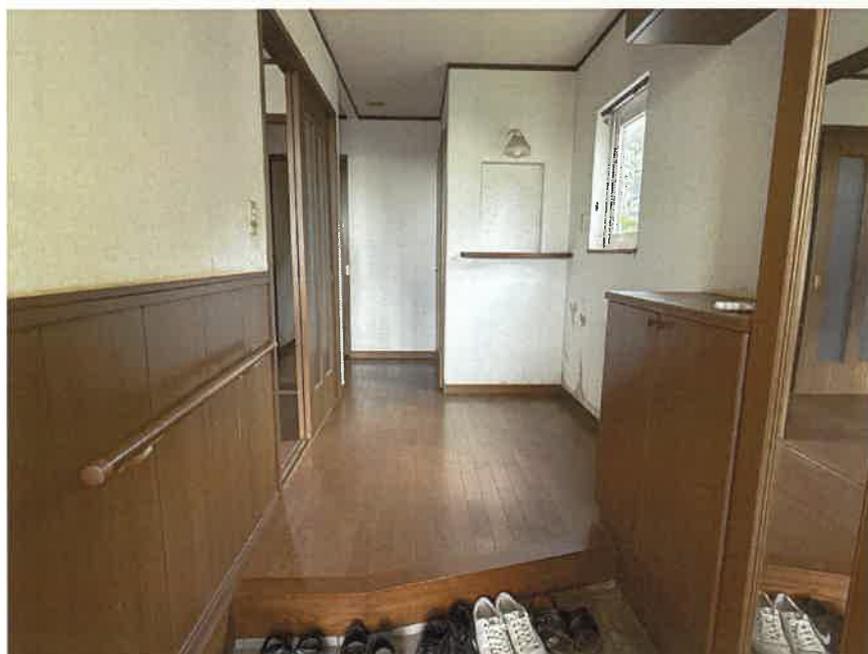


↑ 写真撮影位置方向

(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)



(写真5)



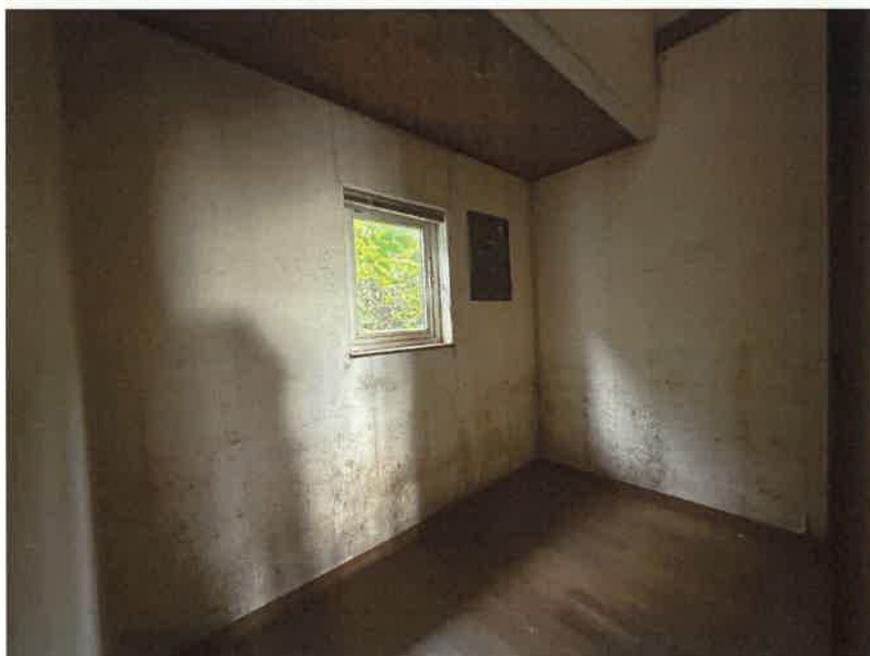
(写真6)



(写真7)



(写真8)



(写真9)



(写真10)



(写真11)



(写真12)



(写真13)



(写真14)



(写真15)



(写真16)



(写真17)



(写真18)



(写真19)



(写真20)



(写真21)



(写真 2 2)



(写真 2 3)



(写真 2 4)



(写真 2 5)



(写真 2 6)



(写真 2 7)



(写真28)



(写真29)



(写真30)



令和 7年 (ケ) 第 38号
令和 7年11月28日 現地調査
令和 7年12月 9日 評 価

佐賀地方裁判所 御中

評 価 書

評価人

有吉 寛

第1 評価額

一 括 価 格		
金 1, 0 4 3, 0 0 0 円		
内 訳 価 格		
物件1 (土地)	金	5 6 6, 0 0 0 円
物件2 (建物)	金	4 7 7, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1乃至2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 物件1乃至物件2は、現況、一体として利用されている建物及びその敷地であることから、一体利用を前提として評価する。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	在番目積	次頁物件目録記載のとおり
2	所 家屋番号 種類 構造 床面積	在番号 種類 造積	次頁物件目録記載のとおり
特記事項			
特になし			

物 件 目 録

1 所 在 三養基郡みやき町大字簗原字前田原
地 番 3 6 5 5 番 4
地 目 宅地
地 積 5 7 3 . 4 1 平方メートル

所有者 A

2 所 在 三養基郡みやき町大字簗原字前田原 3 6 5 5 番地 4
家屋 番号 3 6 5 5 番 4
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 7 5 . 3 5 平方メートル
2階 5 2 . 7 9 平方メートル

所有者 B

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR長崎本線「中原」駅の北東方・道路距離・約2.5km	
付近の状況	対象物件は、みやき町北東部、県道「佐賀川久保鳥栖線」の北側背後にあって、農家住宅のほか一般住宅も見られる地域である。 日用品店舗：ザ・ビッグ中原店まで約2.9km 公共施設：みやき町役場中原庁舎まで約2.5km ※いずれも道路距離	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 指定60% 基準60% 指定200% 基準200% なし
画地条件	地積：573.41㎡ 形状：不整形 間口：約27.5m 平均奥行：約21m 地勢：ほぼ平坦 その他：中間画地 ※有効宅地部分は、前面道路に対して約3～4m高くなっており、当該道路との間に法地を包含している。	
接面道路の状況	・南側にて、幅員約4mの舗装農道（建築基準法第42条2項道路）に対し、約3～4m高く接面 ・東側にて、幅員約1mの舗装里道（建築基準法外道路）に対し約0～4m高く接面 ※建築基準法上の道路への接道は認められるものの、敷地と高低差があるため、一般的には通路や階段等の設置が求められる。本件、東側里道を利用する等、敷地との通路を確保することを条件として、建築基準法上の接道が認められる。（東部土木事務所建築課）	
土地の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
供給処理施設	上水道：なし 下水道：あり 都市ガス：なし （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none">・ 土壤汚染対策法に規定する有害物質使用特定施設には該当しない。地歴調査及び現地調査の結果、土壤汚染による価格形成上の影響はないものと推定される。・ 周知の埋蔵文化財包蔵地「前田原遺跡」に包含されており、開発の際は届出や試掘調査を要するが、当該要因の評価額への影響は顕在化しないと判断した。・ 本件土地の南側道路との高低差、並びに東側里道は狭幅員のため、自動車での敷地への乗り入れができない。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 平成10年 6月 1日新築 経過年数 約27年 躯体経済的残存耐用年数 0年 設備経済的残存耐用年数 0年
仕 様	構 造 木造スレートぶき2階建 外 壁 サイディングほか 内 壁 ビニールクロスほか 天 井 ビニールクロスほか 床 フローリング 設 備 電気、給湯ほか その他 なし
床面積（現況）	「第3 目的物件」に記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間取り：附属資料の建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項	・本件建物について、吹付アスベスト等、または非飛散性アスベスト含有資材の使用等について調査を行ったが、使用の有無は不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	9,210	0.27	573.41	0.90		1,283,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 みやき（県）-2

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $16,000\text{円}/\text{m}^2 \times 99.6/100 \times 100/100 \times 100/173 = 9,210\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件(角地+2)その他条件(セットバック▲2)

◇地域格差：街路条件+6 交通・接近条件+15 環境条件+42

イ 個別格差：画地条件(形状▲30 高低差▲30 法地包含▲30)その他条件(接道要件▲20)

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	165,000	128.14		0.04	846,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数27年，躯体経済的全耐用年数25年，躯体割合90%，設備経済的全耐用年数15年，設備割合10%，残価率5%とした定率法(0.050)と観察減価法(保守管理の状態が劣る▲20%と査定)を併用して下記のとおり査定した。

・ 現価率=0.050×(1-20%)≒0.04

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,283,000	0.10	使用借権	128,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,283,000	-128,000	/	0.70	0.70	566,000
2	846,000	+128,000	/	0.70	0.70	477,000
一括価格（合計）						1,043,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：自動車での敷地乗り入れができないため市場性が劣る。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 みやき（県）-2

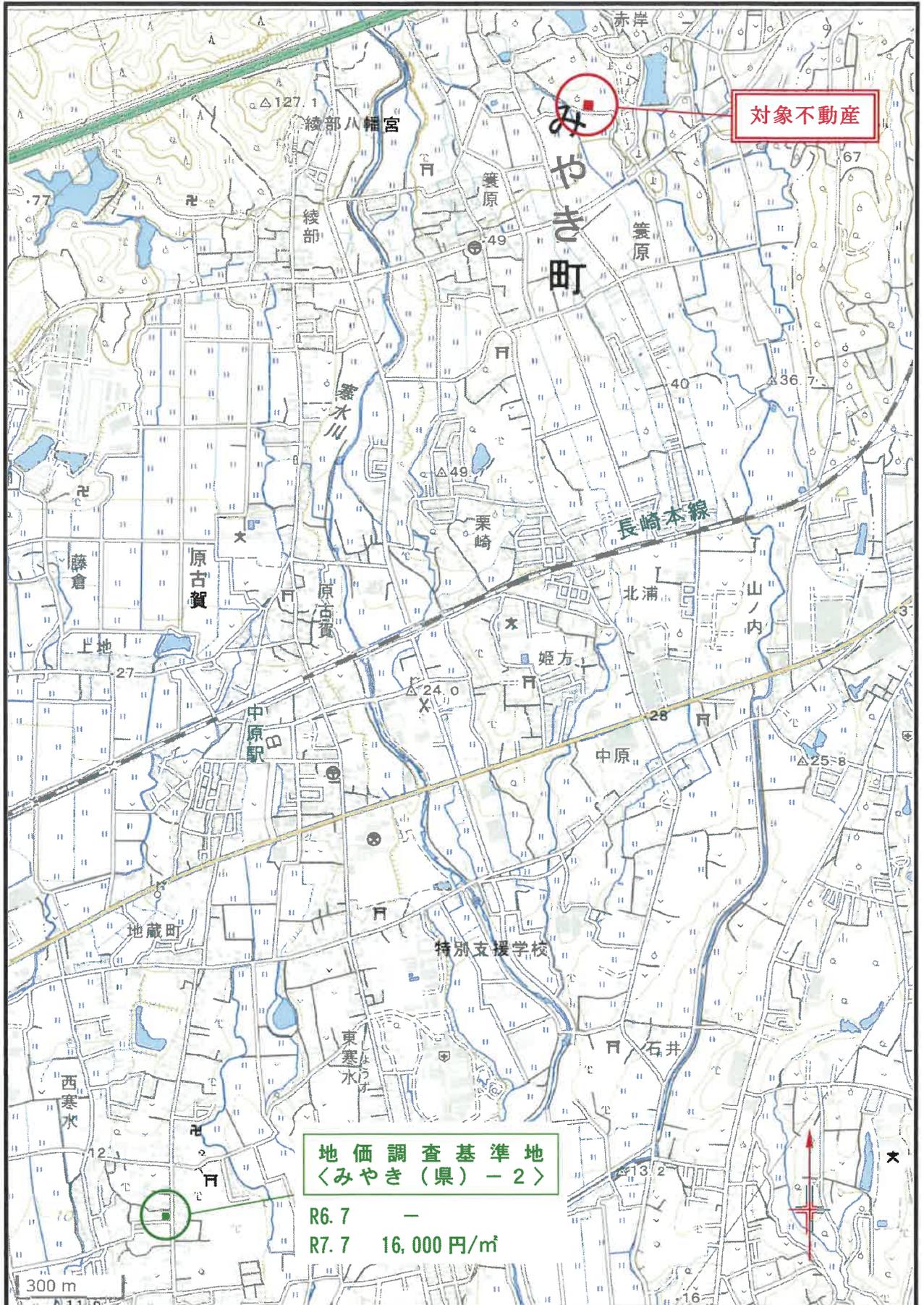
所 在：三養基郡みやき町大字原古賀字宮ノ前6337番
地 目：宅地
価 格：16,000円/m²（対前年変動率 -1.00%）
位 置：JR長崎本線「中原」駅の南方・約1.5km（道路距離）
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：586m²
供給処理施設：上水道、下水道あり
接 面 街 路：東側が幅員5.5m舗装町道に等高接面 南側道
用途指定等：非線引都市計画区域 用途指定なし（建蔽率60%，容積率200%）
地域の概要：農家住宅の中に一般住宅も見られる住宅地域

第7 附属資料

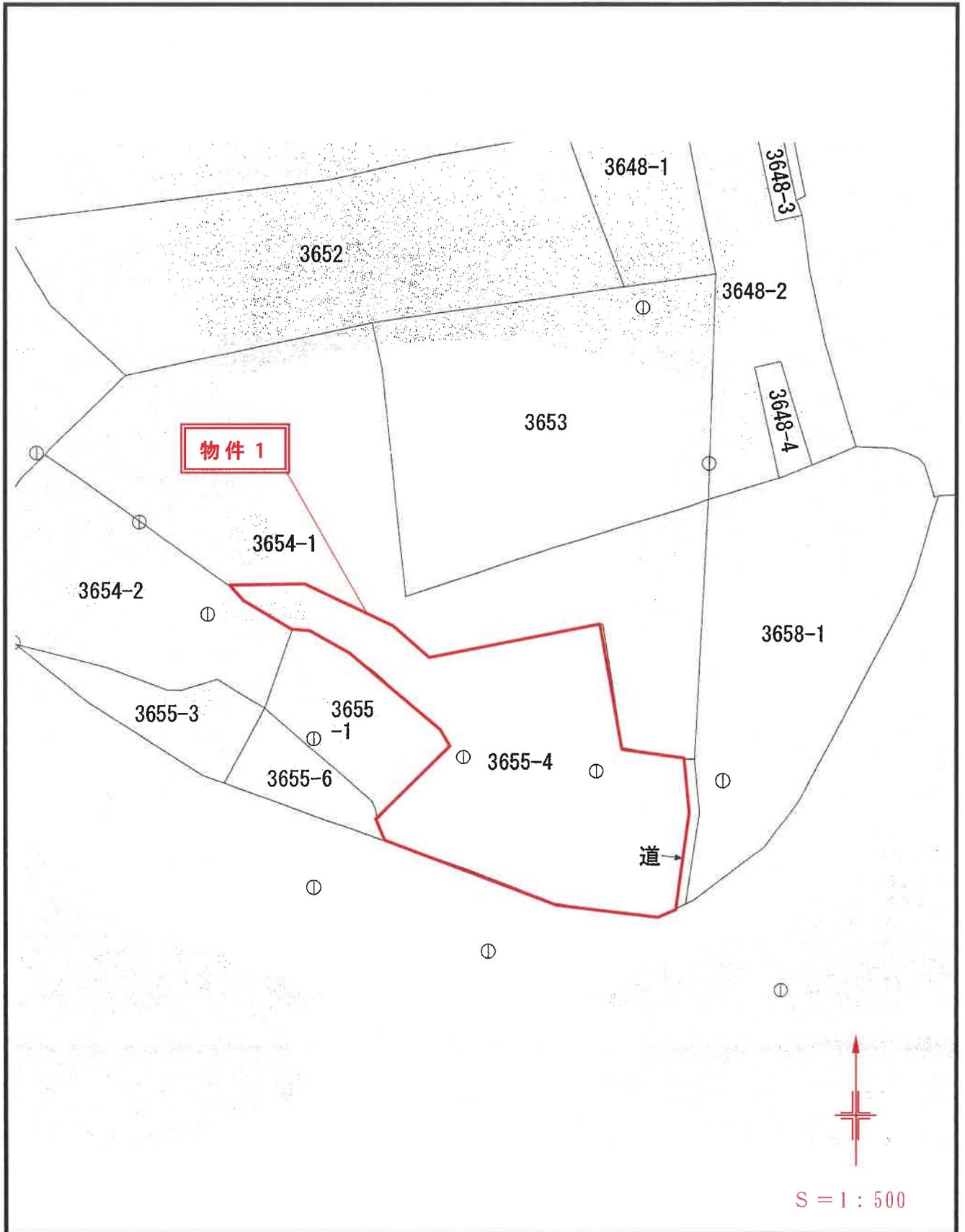
- 1 位置図
- 2 公図（写し）
- 3 建物図面及び各階平面図（写し）
- 4 建物間取図

以 上

位置図

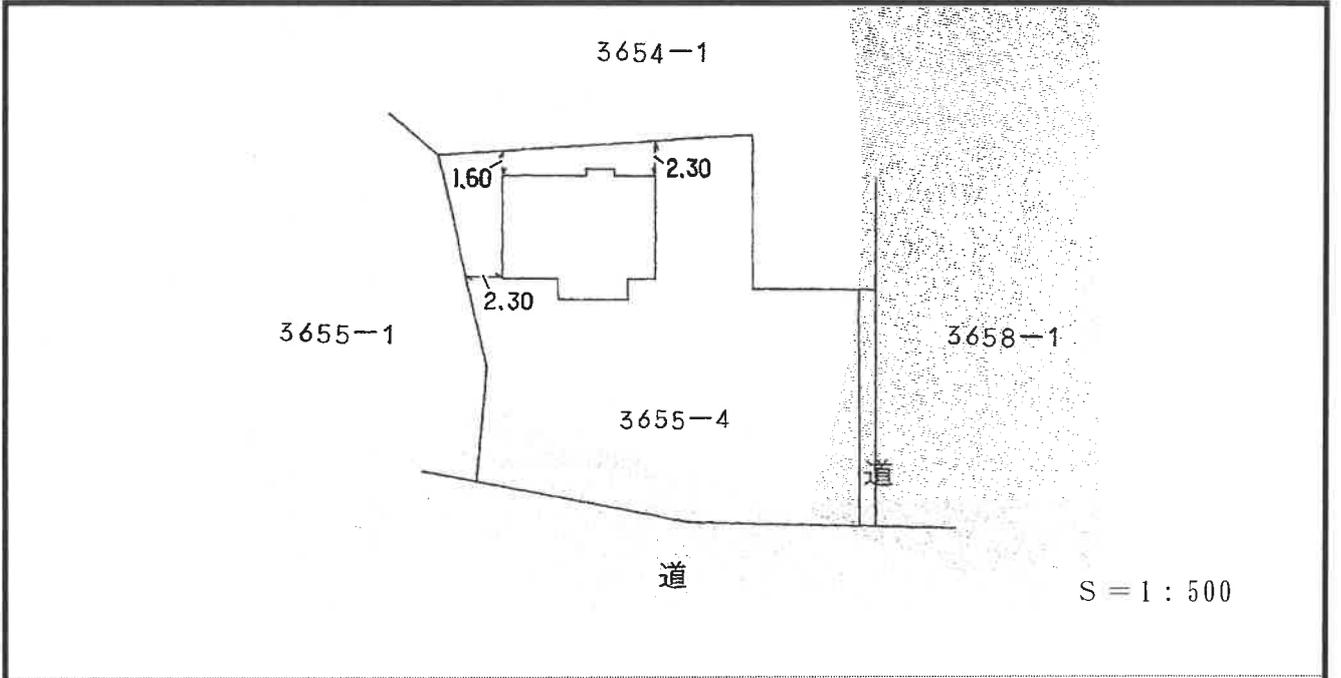


公図（写し）



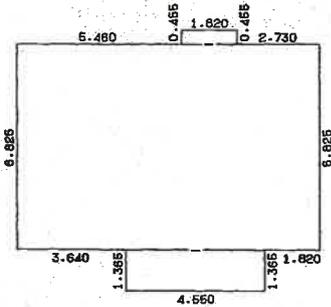
※本資料は、法第 14 条第 1 項 地図の写しである。

建物図面及び各階平面図（写し）



物件 2

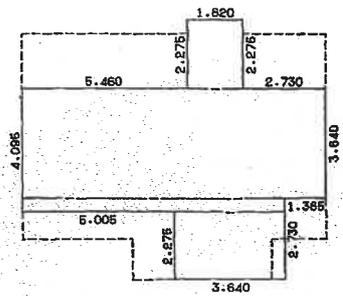
1階平面図



床面積求積表

0.455 x 1.820	=	0.828100
6.825 x 10.010	=	68.318250
1.365 x 4.550	=	6.210750
合計		75.357100
床面積		75.35 m ² /

2階平面図



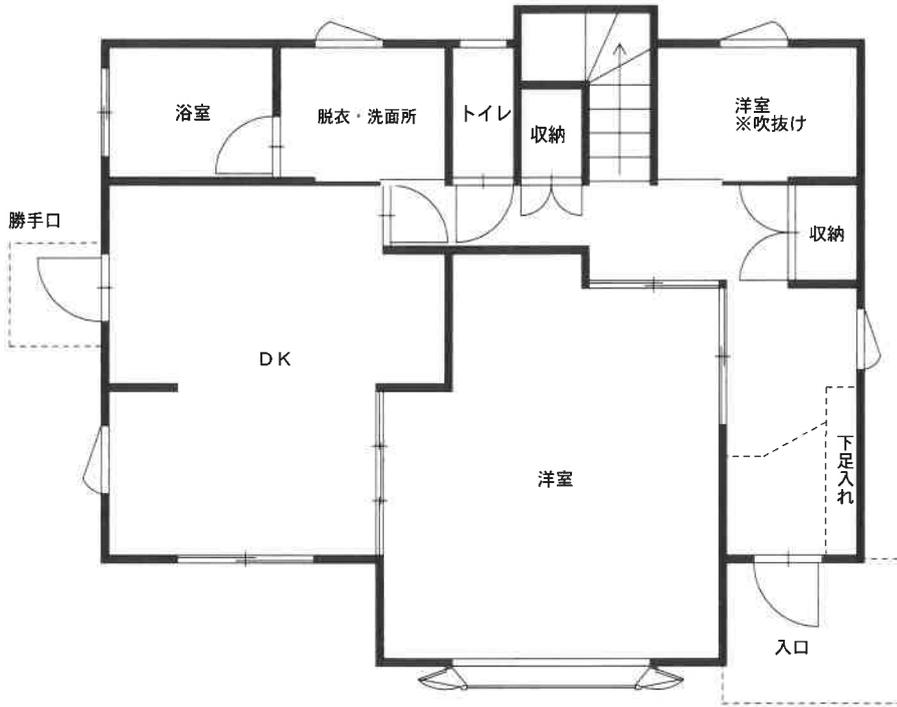
床面積 S = 1 : 250

2.275 x 1.820	=	4.140500
3.640 x 10.010	=	36.436400
0.455 x 8.645	=	3.933475
2.275 x 3.640	=	8.281000
合計		52.791375
床面積		52.79 m ² /

※本資料は、平成 10 年 6 月時点の各階平面図及び建物図面の写しである。各階平面図は、現況と概ね一致している。建物図面は、各筆の境界や形状が現況と異なっている。

建物間取図

物件 2 居宅
1 F 75.35㎡



物件 2 居宅
2 F 52.79㎡

